

都立高等学校等授業料等の納入について

都立高等学校等の授業料等（通信制受講料を含む。）の取扱いは、下記のとおりです。原則として全員が授業料徴収対象者となることから、生徒マスター作成通知書を御提出ください。また、高等学校等就学支援金制度の申請を希望される方は、改めて御案内いたしますので、必要な手続を行ってください。

記

1 授業料額と納入回数

課程	年額（令和5年度）	納入回数	1回の納入額	備考
全日制課程	118,800円	2回	①1回目 3か月分 (4月から6月分) ②2回目 9か月分 (7月から3月分)	就学支援金制度の認定を受けた場合は、左記の授業料はかかりません。 就学支援金の認定を受けられる標準修業年限を超過した場合は、学び直し支援金制度や減免制度がありますので、学校の経営企画室に御相談ください。
定時制課程	32,400円			
定時制単位制課程	1単位あたり1,740円 × 履修単位数			
通信制課程	1単位あたり 336円 × 履修単位数			

2 納入方法

次のいずれかの方法で納入していただきます。いずれの場合も、手続は裏面を御覧ください。

- (1) 預（貯）金口座から引き落としを行う口座振替（自動払込）制度を利用する方法
- (2) 納入通知書（ペイジー対応）により金融機関で納入する方法

※ 通信制課程は（2）の方法のみになります。

3 納入時期

	新入生	在校生
(1) 就学支援金を申請しない場合	① 6月末日 ② 9月末日	① 4月末日（単位制は5月末日） ② 9月末日
(2) 就学支援金を申請したが、不認定となった場合	① 7月末日 ② 10月末日	① 4月末日（単位制は5月末日） ② 10月末日

注1 年額の12分の3に当たる額を①に、年額の12分の9に当たる額を②に納入します。

注2 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日が納入期限となります。

口座振替（自動払込）の場合、翌営業日に引き落としとなります。

注3 授業料等が期限内に納入されなかった場合には、「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」により「出席停止」又は「退学」処分を受けることがあります。

4 就学支援金制度について

就学支援金制度とは、標準修業年限を超過せず、かつ世帯の所得が一定の基準未満の場合、学校に就学支援金を支給することで、申請した生徒の授業料等が無料になる制度です。

5 授業料減免制度について

在籍期間の超過等により就学支援金制度や学び直し支援金制度が適用外となった場合で、授業料等の納入が経済的に困難な家庭については、授業料等を免除又は1/2減額する制度があります。また、所得制限により就学支援金の適用外となった場合で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、授業料等を1/2減額します。

※ この制度により減免されるのは、授業料のみで、積立金等の学校徴収金は対象となりません。

6 積立金等の学校徴収金について

上記授業料のほかに、各学校で定めた修学旅行等積立金、生徒会費、定時制給食費等の学校徴収金を納入していただきます。納入方法・金額等の詳細については、学校からのお知らせで御確認ください。

7 その他

制度内容、納入方法や提出書類等に御不明な点がある場合には、学校の経営企画室にお問い合わせください。